

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成31年4月29日 11時15分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港南東方沖 陸奥塩釜灯台から真方位076° 6.7海里付近 (概位 北緯40° 49.9′ 東経141° 32.6′)
インシデントの概要	漁船第八福重丸は、揚網作業中、推進器に漁網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八福重丸、75トン
船舶番号、船舶所有者等	123187、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約0.5m、潮流 北西流約0.1～0.2 ノット (kn)
インシデントの経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、むつ小川原港南東方沖において、船首を南東方に向け、約1.5knの対地速力で前進しながら、船尾の開口部から揚網作業中、突然、主機が停止した。 本船は、船長が、推進器に漁網が絡んだことに気付き、航行不能と判断して救助を求め、来援した僚船により八戸港にえい航された。 船長は、ふだん、本船を微速力で前進させ、漁網が弛まないように緊張させた状態で揚網作業を行っていたが、本インシデント当時、漁網内の漁獲物の量が多くなかったため、前進速力を落とし過ぎ、漁網が弛んで絡網したと本インシデント後に思った。
分析	本船は、揚網作業中、前進速力を落とし過ぎたことから、弛んだ漁網が推進器に絡まり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、揚網作業中、前進速力を落とし過ぎたため、弛んだ漁網が推進器に絡まり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 機関を使用して船尾部から揚網作業を行う場合は、漁網が弛んで推進器に絡まないよう前進速力を落とし過ぎないこと。